

与野評と江沼郡

コシ（越、北陸地域の古称）の国のなかで、現在の南加賀に登場する最初の人物は、『日本書紀』（欽明天皇三十一年）

年条）に載せる六世紀後半の江渟臣（えぬのおみ）で、エヌ地方でヤマト王権に従属する

首長であった。

七世紀末期の天武朝で採用された地方行政区分の評（こおり）がエヌ地方でも置かれていた。那谷金比羅山窯跡群から出土した土器の一つに、「与野評」と刻書されていたことから確認できたのである。

与野はヨノ・ヨヌと発音され、時代は降るが、中世後期に

江沼郡を米郡（ヨネゴオリ）と標記しているのが、与野は江沼のこととしてよからう。

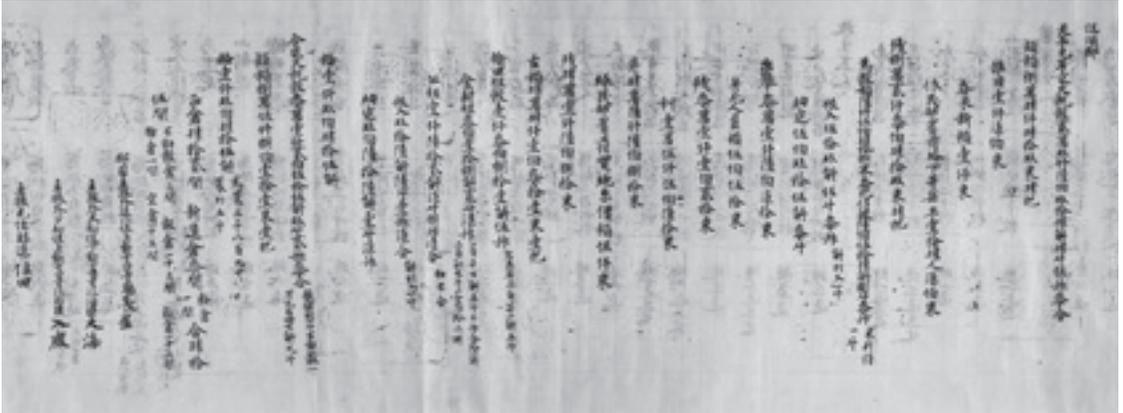
江沼氏は早くからヤマト王権に属していたために、評が設置されたのであろう。

大宝元年（七〇二）大宝律令が制定されると、評が郡と改称され、「与野郡」に受け継がれた。和銅三年（七一〇）平城京遷都がなされ、同六年（七一三）諸国の郡郷名に好字をあてさせることになり、「与野郡」が江沼郡と書かれるようになったとみてよからう。北加賀では香々郡から加賀郡へと変化している。

郡の役所を郡家・郡衙と呼び、約方二町の範囲に、正倉・館等が置かれた。郡の官人を郡司（ぐんじ）といい、大領（だいりょう）



那谷金比羅山窯跡群出土「与野評」刻書土器（石川県埋蔵文化財センター所蔵）
同遺跡は小松市南部の丘陵一帯に位置し、律令制下の江沼郡域にあたる。この土器は7世紀半ばの須恵器平瓶である。



「正倉院文書」天平3年越前国正税帳、江沼郡の部分(正倉院宝物) 主政膳長屋以下の自署がみえる。正税帳とは、諸国の正税の出納状況・現在の量を記録した帳簿で、毎年2月末までに中央政府に提出された。

少領(次官)・主政(判官)・主帳(主典)の四等官で構成された。当時、越前国に属していた江沼郡の郡司は、正倉院文書によれば、天平(七二九〜四九)初年では、大領江沼臣武良士や主政膳長屋・同江沼臣大海・主帳江沼臣入鹿・同財造住田であった。ヤマト王権以来の江沼臣が、従来の基盤を継承しているものの、膳や財造がみえることにも注目したい。

(木越祐馨)



復元大極殿(奈良市、(社)平城遷都1300年記念事業協会提供) 平城遷都1300年を記念して復元された。大極殿は平城宮内の中核の殿舎、日常の朝政、天皇の即位、大嘗祭等の重要な儀式が行われた。